



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- 1435 生活保護法による指定施術機関の廃止 (福祉保健総務課)..... 1
- 1436 生活保護法による施術機関の指定 (")..... 1
- 1437 生活保護法による医療機関の指定 (")..... 2
- 1438 生活保護法による指定医療機関の変更 (")..... 2
- 1439 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課)..... 2
- 1440 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定 (")..... 2
- 1441 " (")..... 3
- 1442 平成23年和歌山県告示第1292号(和歌山県が発注する建設工事の契約に係る一般競争入札に参加しようとするものに必要な資格等)の一部改正 (技術調査課)..... 3
- 1443 和歌山県が発注する建設工事の契約に係る一般競争入札に参加しようとするものに必要な資格等 (")..... 4

○ 公告

- 使用者委員の候補者の推薦 (労働政策課)..... 7

告 示

和歌山県告示第1435号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により指定した施術機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成24年12月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
岩柔 11-21	上住道人	上住整骨院	岩出市清水487-1	平成 24.10.31

和歌山県告示第1436号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成24年12月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
海南柔	岡本啓	岡本整骨院	海南市船尾194-96	平成

41-24

24. 11. 13

和歌山県告示第1437号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成24年12月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
紀薬 12-24	そうごう薬局紀の川店	紀の川市北勢田228番3	平成 24. 12. 1

和歌山県告示第1438号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成24年12月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	変更事項（名称）		所 在 地	変 更 年 月 日
	旧	新		
新医 49-55	浜野泌尿器科	浜野皮膚泌尿器科	新宮市井の沢1番28号	平成 24. 11. 1

和歌山県告示第1439号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき公示する。

平成24年12月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
そうごう薬局紀の 川店	紀の川市北勢田228番3	—	牛尾真奈美	平成 24. 12. 1

和歌山県告示第1440号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定に基づき公示する。

平成24年12月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所 支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年 月 日	指 定 の 有効期限
3051400 046	海南市さくら園	海南市日方1519 -10（海南市海 南保健福祉セン	児童発達支援	海南市	海南市日方1525 -6（海南市役所 内）	平成 24. 12. 1	平成 30. 11. 30

ター内)

和歌山県告示第1441号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定に基づき公示する。

平成24年12月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3051700072	つぼみ教室	紀の川市桃山町調月736-1	児童発達支援	社会福祉法人桃郷	紀の川市桃山町調月58-3	平成24.12.1	平成30.11.30

和歌山県告示第1442号

平成23年和歌山県告示第1292号（和歌山県が発注する建設工事の契約に係る一般競争入札に参加しようとするものに必要な資格等）の一部を次のように改正し、平成24年12月11日から適用する。

平成24年12月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

2の(1)を次のように改める。

(1) 資格

競争入札に参加する者に必要な資格は、次の各号のいずれかに該当する者でないこととする。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に規定する事実該当した後、2年を経過しない者
- ウ 県税又は消費税若しくは地方消費税に未納がある者（会社更生法（平成14年法律第154号）第41条第1項の規定に基づく更正手続の開始が決定された者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第33条第1項の規定に基づく再生手続の開始が決定された者を除く。）
- エ 申請者若しくは申請者の役員、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第3条に規定する使用人、法定代理人又は総株主の議決権の5%以上を有する株主若しくは出資の総額の5%以上に相当する出資をしている者が、和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号。以下「暴力団排除条例」という。）第6条第1号に規定する暴力団関係者等である者
- オ 申請者の法定代理人が法人である場合において、その役員又は総株主の議決権の5%以上を有する株主若しくは出資の総額の5%以上に相当する出資をしている者が、暴力団排除条例第6条第1号に規定する暴力団関係者等である者
- カ 審査対象となる経営事項審査に係る総合評定値通知書の申請業種に係る平均完成工事高が250万円以下の者
- キ 経営状況が著しく不健全であると認められる者
- ク 会社更生法第17条の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされている者で同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定がされていない者又は民事再生法第22条の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされている者で同法第33条の規定に基づく再生手続開始の決定がされていない者
- ケ 入札参加資格審査申請書（県内建設業者）又はこれの添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- コ 申請する業種について、法第3条第1項の規定に基づく許可を受けていない者
- サ コの許可における主たる営業所の所在地が、和歌山県内でない者
- シ 申請時点で有効な経営事項審査を申請していない者

- ス コの許可に係る申請者又はその役員が法令に違反した容疑で逮捕、書類送検又は起訴され、刑が確定した者
- セ 和歌山県内の公共機関（刑法（明治40年法律第45号）第198条に規定する贈賄罪が成立する全ての機関をいう。）が執行する入札に関して、職員に脅迫的な言動をする者又は暴力を用いる者
- ソ 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いるなどして入札制度の信用を毀損する者
- タ セ又はソのいずれかに該当した後、審査基準日時点で1年を経過しない者

和歌山県告示第1443号

平成25年6月1日から平成26年5月31日までの期間において、県内に主たる営業所を有する建設業者のうち、和歌山県が発注する建設工事の契約に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとするものに必要な資格及びその基本となるべき事項並びにその資格審査の申請の時期、方法等を、次のように定める。

平成24年12月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 工事種別

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定するもの

2 競争入札参加者の資格に係る基本となるべき事項**(1) 資格**

競争入札に参加する者に必要な資格は、次の各号のいずれかに該当する者でないこととする。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に規定する事実該当した後、2年を経過しない者
- ウ 県税又は消費税若しくは地方消費税に未納がある者（会社更生法（平成14年法律第154号）第41条第1項の規定に基づく更正手続の開始が決定された者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第33条第1項の規定に基づく再生手続の開始が決定された者を除く。）
- エ 申請者若しくは申請者の役員、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第3条に規定する使用人、法定代理人又は総株主の議決権の5%以上を有する株主若しくは出資の総額の5%以上に相当する出資をしている者が、和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第6条第1号に規定する暴力団関係者等である者
- オ 申請者の法定代理人が法人である場合において、その役員又は総株主の議決権の5%以上を有する株主若しくは出資の総額の5%以上に相当する出資をしている者が、和歌山県暴力団排除条例第6条第1号に規定する暴力団関係者等である者
- カ 審査対象となる経営事項審査に係る総合評定値通知書の申請業種に係る平均完成工事高が250万円以下の者
- キ 経営状況が著しく不健全であると認められる者
- ク 会社更生法第17条の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされている者で同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定がされていない者又は民事再生法第22条の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされている者で同法第33条の規定に基づく再生手続開始の決定がされていない者
- ケ 入札参加資格審査申請書（県内建設業者）又はこれの添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- コ 申請する業種について、法第3条第1項の規定に基づく許可を受けていない者
- サ コの許可における主たる営業所の所在地が、和歌山県内でない者
- シ 申請時点で有効な経営事項審査を申請していない者
- ス コの許可に係る申請者又はその役員が法令に違反した容疑で逮捕、書類送検又は起訴され、刑が

確定した者

- セ 和歌山県内の公共機関（刑法（明治40年法律第45号）第198条に規定する贈賄罪が成立する全ての機関をいう。）が執行する入札に関して、職員に脅迫的な言動をする者又は暴力を用いる者
- ソ 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いるなどして入札制度の信用を毀損する者
- タ セ又はソのいずれかに該当した後、審査基準日時時点で1年を経過しない者

(2) 資格審査

次に掲げる事項について行った審査の結果を総合的に勘案して資格を認定する。

ア 客観的事項

法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）

イ 和歌山県独自事項

3 競争入札に参加しようとする者の資格審査の申請時期、方法等

競争入札に参加しようとする者の資格審査の申請に必要な申請書類の提出時期及び提出場所、申請書類、申請書類の提出方法並びに申請書類の提出部数は、次のとおりとする。

(1) 申請書類の提出時期及び提出場所

平成25年1月21日から同月31日（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）までの間で主たる営業所を管轄する振興局建設部又は海南工事事務所が定める日時及び場所とする。

(2) 申請書類

- ア 平成24・25年度入札参加資格審査追加申請書（県内建設業者）
- イ 地方基準点数等一覧表
- ウ 労働安全衛生法関係資格者一覧表
- エ 建設業関連学科新規卒業業者雇用一覧表
- オ 技術職員・CPD取得者数一覧表
- カ 職員名簿（技術職員以外）
- キ 大規模災害時の応急対策業務取組一覧表
- ク 確約書、災害時等対応重機調書、運転者調書、災害時対応仮設資材調書及び災害時等緊急対応実績書
- ケ 総合評定値通知書の写し（特別な場合を除き、経営事項審査における審査基準日が平成23年10月1日から平成24年9月30日までのもの）
- コ 県税の納税証明書（個人県民税及び地方消費税を除く県税全てに未納がないことを証する書面で、証明日が平成24年12月1日以降のもの）
- サ 消費税及び地方消費税の納税証明書（消費税及び地方消費税に未納がないことを証する書面で、証明年月日が平成24年12月1日以降のもの）
- シ 経営規模等評価申請に使用した損益計算書の写し（法人の場合は完成工事原価報告書の写し）
- ス 同意書
- セ 暴力団排除に関する誓約書
- ソ 独占禁止法（昭和22年法律第54号）の遵守マニュアルを作成している者は、これの写し並びに独占禁止法遵守のための研修（講習）の実施（参加）報告書及び該当する研修会（講習会）資料の写し（表紙、目次等資料の概要の分かるページを数枚程度にまとめたもの）
- タ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第14条第2項の規定に基づく不当要求防止責任者講習を受講している者は、受講修了書の写し
- チ 大規模災害協定を締結している団体に加入し、協定に同意している者は、これを証明する書面
- ツ IS9000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し

- テ IS014000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し
- ト エコアクション21の認証を取得している者は、これを証明する書面の写し
- ナ 産業廃棄物の処理体制について、次に示す書面のうち該当するもの
- (ア) 産業廃棄物処理施設設置（変更）許可証の写し
 - (イ) 産業廃棄物処分業許可証の写し
 - (ウ) 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
 - (エ) 建設廃棄物処理委託契約書の写し（平成24年1月1日から同年12月31日までの間の代表的なもの1件分）
- ニ 労働安全衛生法関係資格者を雇用している者は、資格を有することを証明する書面の写し
- ヌ CPDを実施団体が定める推奨単位数以上取得した者を雇用している者は、単位を取得したことを証明する書面の写し
- ネ 建設業労働災害防止協会の会員である者は、これを証明する書面
- ノ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項の規定に該当する者（以下「法定義務建設業者」という。）で障害者を雇用しているものにあつては直近の同項に規定する報告書の写し、法定義務建設業者でない者で障害者を雇用している者にあつては障害者雇用状況調べ
- ハ 新規卒業者を雇用している者は、当該新規卒業者に係る卒業を証明する書面の写し及び雇用を開始した日を記載したものの（ア）から（ウ）までのいずれかの書面の写し
- ヒ 優秀施工者国土交通大臣表彰（建設マスター）受賞者を雇用している者は、当該受賞者に係るものの（ア）から（ウ）までのいずれかの書面の写し
- フ 平成22年1月2日から平成25年1月1日までの間に、法第3条第1項の規定に基づく許可を受けている者と合併し、又は同項の規定に基づく許可を受けている者から事業譲渡を受けた者は、これらを証明する書面の写し
- ヘ 労働保険に加入している者は、労働保険料納付証明書
- ホ 審査対象となる経営事項審査に係る審査基準日時点で労働保険に未加入であったが、その後加入した者については、「様式第1号労働保険関係成立届」の写し
- マ 社会保険に加入している者は、社会保険料納付証明書
- ミ 審査対象となる経営事項審査に係る審査基準日時点で社会保険に未加入であったが、その後加入した者については、「適用通知書」の写し
- ム ウからカ及びクに記載した職員に係る次の（ア）から（ウ）までのいずれかの書面の写し
- (ア) 社会保険に加入している場合は、健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書又は健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書
 - (イ) 社会保険に加入していない場合で、かつ、雇用保険に加入している場合は、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書及び雇用保険被保険者資格喪失届等
 - (ウ) 雇用保険に加入できない場合は、平成24年4月以降の源泉徴収簿又は賃金台帳等及び健康保険被保険者証
- モ 審査対象となる経営規模等評価申請書控えの中の「技術職員名簿」
- (3) 申請書類等の作成に用いる言語等
- ア 申請書類及び添付書類は、日本語で作成すること。
 - イ 申請書類及び添付書類中の金額については、外国貨幣にあつては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。
- (4) 申請書類の提出の方法
- 郵送による申請受付は行わないので、必ず持参すること。
- (5) 申請書類の提出部数

提出部数は、3部とする。

(6) 特例事項

和歌山県における一般競争入札実施要綱（平成23年1月19日施行）第2項に規定する対象工事に参加しようとする者に必要な資格及びその基本となるべき事項並びにその資格審査の申請の時期、方法等については、その都度定めるものとする。

4 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格認定の日から次期の定期の競争入札参加資格審査申請に基づく競争入札参加資格の認定時までとする。

公 告

公 告

和歌山県労働委員会使用者委員の欠員に伴い、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項の規定により補欠委員を任命するため、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、使用者委員の候補者の推薦を求める。

平成24年12月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 推薦資格を有する者

使用者委員の候補者を推薦する資格を有する者は、和歌山県内のみに組織を有し、主として労働問題に関する事務をその事務とする使用者団体又は業務の主要な部分として労働問題を取り扱う使用者団体とする。

2 推薦される者の資格

使用者委員の候補者に推薦される者の資格については、特別の制限はないが、次の各号のいずれかに該当する者は、使用者委員となることはできない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）、国会法（昭和22年法律第79号）等の規定によって兼職禁止等の制限を受ける者

3 推薦方法

使用者団体は、別に定める推薦書を提出すること。

4 推薦書の提出期間

平成24年12月11日から同年12月25日までの午前9時から午後5時までとする。ただし、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する休日を除く。

5 推薦書提出先

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局労働政策課